

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
および会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 1 月 27 日

株式会社 I Dホールディングス
株式会社ウィズ・ホールディングス

2021年1月27日

株式交換に関する事後開示書類

東京都千代田区五番町12番地1
株式会社IDホールディングス
代表取締役社長 舩越 真樹

東京都江東区南砂二丁目36番10号 光陽ビル2階
株式会社ウィズ・ホールディングス
代表取締役 竹原 智子

株式会社IDホールディングス（以下、IDHD社）および株式会社ウィズ・ホールディングス（以下、WHD社）は、2020年11月9日付で締結した株式交換契約に基づき、2021年1月27日を効力発生日として、IDHD社を株式交換完全親会社、WHD社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号および会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2021年1月27日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

WHD社は、会社法第785条第3項の規定により、2021年1月4日に、WHD社の株主に対し、株式交換を実施する旨を通知しましたが、本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

上記のとおりWHD社の株主に対し通知しましたが、株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）および第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

WHD社は新株予約権および新株予約券社債を発行していませんので、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

I DHD 社は、会社法第 797 条第 3 項および社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、I DHD 社の株主に対し、2020 年 11 月 10 日に、本株式交換を実施する旨を通知しましたが、本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 1 項の規定に定める債権者保護手続は不要であるため、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、I DHD 社に移転した WHD 社の株式の数は 28,260 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) I DHD 社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した I DHD 社の株主はいませんでした。

(2) WHD 社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 1 月 12 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ています。

(3) I DHD 社は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の WHD 社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する WHD 社の株式 1 株に対して I DHD 社の株式 7.62 株の割合をもって I DHD 社の普通株式を割当交付しました。I DHD 社が交付した株式の総数は 215,341 株です。

(4) 本株式交換にともなう I DHD 社の資本金、資本準備金および利益準備金の額に変動はありません。

以 上